

（傍線部分は改正部分）

組 織		職 員	
厚生労働省	内 部 部 局	改正後	改正前
		・ ・ ・ 社会統計室長 人材確保対策官 課長補佐（総括） 課長補佐（管理） ・ ・ ・	・ ・ ・ 社会統計室長 課長補佐（総括） 課長補佐（管理） ・ ・ ・
農林水産省	地方農政局	・ ・ ・ 部長 地方参事官 地方調整官 持続的食料システム戦略推進官 輸出対策推進官 企画調整室長 ・ ・ ・	・ ・ ・ 部長 地方参事官 企画調整室長 ・ ・ ・
	北海道農政事務所	・ ・ ・ 地方参事官 地方調整官 持続的食料システム戦略推進官 輸出対策推進官 企画調整室長 ・ ・ ・	・ ・ ・ 地方参事官 地方調整官 企画調整室長 ・ ・ ・
国土交通省	地方航空局	・ ・ ・ 統括空港連携調整官 空港連携調整官（職員団体に關する事務を担当する者に限る。） 技術管理官 部次長 ・ ・ ・	・ ・ ・ 統括空港連携調整官 空港連携調整官 技術管理官 部次長 ・ ・ ・
	空港事務所	所長 次長 企画調整官 総務調整官 ・ ・ ・	所長 次長 総務調整官 ・ ・ ・
	航空交通管制部	・ ・ ・ 先任航空管制技術官 課長 課長補佐（管理） ・ ・ ・	・ ・ ・ 先任航空管制技術官 総務課長 会計課長 課長補佐（管理） ・ ・ ・

備 考	改正後	改正前	備 考
1 この表の・・・組織に関する定めにより令和六年十一月三十日において設置されていた官職を占めている職員とする。			1 この表の・・・組織に関する定めにより令和六年八月三十一日において設置されていた官職を占めている職員とする。